

第27回社会保障審議会年金部会	参考資料4
平成16年3月4日	

第23回社会保障審議会年金部会

議事録

平成15年8月20日

第23回 社会保障審議会 年金部会 議事録

日 時：平成15年8月20日（木） 10：00～12：05

場 所：霞ヶ関ビル33階 東海大学校友会館「阿蘇の間」

出席委員：宮島部会長、神代部会長代理、井手委員、今井委員、大山委員、岡本委員、小島委員、近藤委員、杉山委員、堀委員、矢野委員、山口委員、山崎委員

○高橋総務課長

渡辺委員と井手委員が、まだお見えになっていませんが、定刻でございますので、第23回「社会保障審議会年金部会」を開会いたしたいと思えます。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

座席図、議事次第のほか、次のとおりであります。

資料1「第23回年金部会委員提出資料」、資料2-1「年金制度改正に係るこれまでの意見の整理（論点の構成）」、これは前回も出しているものでございます。内容としては、順番を多少入れ替えております。

資料2-2「年金制度改正に係るこれまでの意見の整理」、これは前回提出したものを各委員から御意見をいただきまして修正をいたしております。資料3「審議整理メモ（事務局整理）」を提出しております。資料4「欠席委員からの意見書」、これは本日御欠席の委員からの総括的な議論についての意見書でございます。

それから、前回までの配布資料及び議事録をファイルにまとめて机の上に置かせていただいておりますので、適宜御参照を願いたいと思えます。

現在の委員の出欠の状況でございますが、本日御欠席と伺っておりますのは、大沢委員、翁委員、若杉委員でございます。御都合により御欠席ということでございます。それから、渡辺委員と井手委員はまだお見えになっていませんが、現在、御出席いただいております委員の皆様方は定足数を超過しておりますので、会議は成立しております。

それでは、以後の進行につきまして、部会長よろしく申し上げます。

○宮島部会長

こういう時期にこういう部会を開くのは異例でございますけれども、御承知のような議論を詰める必要がございます。本日、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。

前回申し上げましたように、ひととおり各論についての議論もひとあたり終わっておりますので、部会として9月に向けて今後意見書を取りまとめていくということで、今回から事実上意見書を取りまとめる最終段階に入ることになっておりますので、今回と次回にわたりまして、全体の意見書についてどのようにまとめていくかということについて御議論をいただくことにいたします。

先ほど総務課長から説明がありましたように、本日配布された資料としては、前回お示した構成案、勿論ある程度修正しておりますけれども、これまでに出された意見を整理したものと、その中で幾つか重複しているもの、あるいは同趣旨の意見はとりまとめまして、全体としてのメモを事務局の方に作成してもらっています。

私としては、構成について注文を付けておりますけれども、内容については私は特に申し上げておりませんので、そういう意味では、私も委員の方々も全く状況は同じでございます。

前にも申し上げましたように、起草委員会を設けるという形よりは、なるべく皆さんと議論を交わし

ながら意見書をまとめていきたいという気持ちがございますので、こういう形を取らせていただきました。

本日は、主として「審議整理メモ（事務局整理）」を材料にしながら、総括的に議論を進めていきたいと思っております。

ただ、幾つかこの間に意見書が提出されますので、本日の議事の進行といたしましては、まず初めに、個別問題で残った意見書の御説明を委員の方に簡潔にさせていただいた後、この審議整理メモを中心にいたしまして、事務局の方から、その概要の説明をしていただきます。その後、本日所用で御欠席になりました委員の方々から、既に審議整理メモにつきまして御意見をいただいておりますので、その紹介を受けた後、なるべく時間を多く割きまして、本日、御出席の委員の方々から自由討議の形で忌憚のない御意見を伺いたいと考えております。

できれば11時半ごろを目途に5分ほど休憩を取りたいと思っております。

それでは、まず資料の1でございますけれども、全体に関わる問題もでございますけれども、これまでの個別の議論のところで残っていた御意見を、大沢委員、小島委員、杉山委員からいただいております。今日は大沢委員が御欠席でございますので、資料1に基づきまして、小島委員、杉山委員、もし補足的な御説明をいただけるのであれば、まずそれをいただきたいと思いますと思っておりますが、小島委員いかがでしょうか。

○小島委員

それでは簡単に説明いたします。8月1日付の意見書を提出しております。

3つの項目のうちの一つは、年金積立金の運用の在り方ということで、この内容については、前回の7月24日の部会での発言を改めて文章化したところであります。

2つ目は、被用者年金の一元化の推進ということで、これまで余り議論をされておりませんが、公的年金の見直しという中には、やはりこの視点も必要だろうということで付け加えてございます。

3つ目は、年金制度運営に被保険者が直接参加できる仕組みをつくるべきだということで、加入者あるいは国民が年金制度を自らが支えているという意識を高めるためにも、制度運営への参加の道を開くことが必要であろうという記載をしたところであります。

積立金の運用について簡単に御説明しますと、やはり基本的な考え方として、賦課方式の年金制度でありますので、それほど積立金を持つ必要はないということが基本的な考え方であります。そういう視点から、今、積立金は約150兆円ありますけれども、その運用についてどう考えるかということであります。将来は減らしていいと思っておりますが、その間の運用については、市場運用を行うということであれば、安全運用に徹すべきだということで、株式運用の枠を減らしていくべきだと考えております。そして、市場運用枠を減らすという視点からも積立金の還元融資を拡大する、あるいは新しい制度をつくるということで、次世代育成支援、あるいは被保険者への還元融資を行うべきで、若い世代に対しては積立金からの奨学金、低利の融資という形で行うべきだと考えます。また、今あります住宅融資の継続、更には自己啓発費用への融資といったような、新しい融資制度をつくり、さらには、年金積立金を活用した年金受給者に対するリバース・モーゲージ制度も検討すべきではないかと思っております。簡単に御説明いたしました。

○宮島部会長

ありがとうございました。杉山委員いかがでしょうか。

○杉山委員

簡単に意見書のポイントだけ説明したいと思います。

前段の3つの「・」は、前提の意見を述べたものですが、そこで私が申し上げたかったのは、社会保障の給付費に占める高齢者関係給付費と、児童家庭関係給付費の比較が平成12年度で出ていますが、高齢者関係が68.5%に対し、児童家庭は3.5%ということで、こういった状況を見ましても、やはりどうしても児童家庭に対しての施策がやや後れているのではないかという気がしております。

年金の中でも次世代育成支援を行うということは問題がないと思います。むしろこういう現状を見た中では必要ではないかと思っております。

案として2つ出させていただいておりますが、女性の被保険者を失わないために、育休中の保険料免除、あるいは就業を継続するも時短等で年金保障が不利にならないように、育児期間中の標準報酬は平均賃金で保険料納付が行われたものとして扱うといった配慮、一旦は離職した後も、例えば3年以内に再就職をした場合に関しての配慮、第1号被保険者への育児期間中は保険料免除等の配慮を行ってはどうかということです。

もう一点が次世代育成支援の部分なのですが、再三申し上げているように、公的年金等控除の見直しを行って、その増収分をすべてとは申しませんので、子育て支援、次世代育成支援の方に一部充てていただければということ。

それから、奨学金の問題ですけれども、前回御説明いただいた資料の中で、日本育英会とか、国民生活金融公庫の事業の見直しが行われている現状ではありますが、やはりニーズとしては、まだ必要ではないかと思っております。貸し倒れがない確実な仕組みについて検討をして、例えば大学に貸し付けるとか、そういった形でもう少し検討を進めていただければと思っております。奨学金に限らず、海外留学であったり、ビジネスを興してみたいとか、若者にはさまざまな夢があるわけで、そういったものを奨学金の一部を貸し付けることで援助していくことがもしできるのであれば、これは私のアイデアの限りなのですが、若者の年金への親しみやすさも生まれてくるのではないのかなと思っております。以上です。

○宮島部会長

ありがとうございました。ただいまの御意見は、具体的な形ではないと思いますが、審議整理メモの方には、抽象的な書き方がしてあるかもしれませんが、いろんな意見として取り上げられていますので、そのところでもう一度御議論をいただくということにしたいと思います。

それでは、ただいまの御意見について何か委員の方から御意見、御議論はございますでしょうか。

それでは、先に進めさせていただきまして、先ほど申しましたように、本日の主要な議題でございませぬ審議整理メモ、これはたたき台としての事務局整理メモでございますので、これにつきまして、事務局から30～40分概要を御説明いただいた後、その中身について議論をしていきたいというふうに思います。それでは、事務局からお願いいたします。

○高橋 総務課長

それでは、資料2-1「年金制度改正に係るこれまでの意見の整理（論点の構成）」を横に置いていただきまして、この論点構成に従って、今までに出されております意見の整理を行ったものが、資料3「審議整理メモ」でございます。この2-1に沿って、資料3で御説明申し上げたいと思います。

資料3の方の1枚目をお開き願いたいと思います。資料2-1の方は1ページでございます。まず「1.年金制度改正の基本的な視点」ということで、次の年金制度改正の基本的な視点をどう考えるかという点につきましては、考え方を5点ほど挙げております。現役世代、とりわけ若年層の年金制度に対する

不信感、不安感の払拭を図ることを基本的な視点とするべきだということでもあります。それから「2. 公的年金制度の基本的な考え方・体系」で、この点につきましては、前回でも説明していますが、まず1つは、給付の設計の仕方という面から分けておりますけれども、現行の基礎年金と報酬比例年金、この2階建ての方式を維持するという考え方です。もう一つは、現行の体系を大きく再編成して報酬比例年金に一本化してはどうかという意見です。2階部分廃止というような御意見は、本審議会では出ていないということでもあります。

次に、1階部分の基礎年金の体系についてはどう考えるかということですが、この点につきましては、社会保険方式とするべきであるという意見と、税方式が適当であるという意見と2つに分かれております。

事務局整理と最初に書いてございますが、意見の中では「～という意見」と、「～すべき」、「～が必要」と言い切っている部分と分けております。これは私どもなりに意見全体の様子を見て、言い切っているものは、こちらの意見の委員が多少多そうかと思われるもの、もう一方は、少数意見とまでは申しませんが、全体では支配的な意見にはなっていないと思われるものということ、私どもの方から見て色分けをしているということでございます。

現行の基礎年金及び報酬比例年金の体系の維持ということに関しましては、基礎年金は社会保険方式がいいのではないかという意見が比較的多いのかなということでもあります。ただ、その場合には、現行制度の社会保険方式を維持するにしても、現行の基礎年金拠出金そのものの在り方として、幾つかの論点がありました。厚生年金については1階部分と2階部分を分離して考えてはどうか、また、サラリーマンの中で基礎年金拠出金を応能負担化して報酬額に応じた額とすべきではないかという御意見もありましたが、そのように分けて見るということ自体が、そもそも基礎年金の考え方から乖離しているということで、全国民で負担すると決めたのだから、そういう観点から負担を考えるべきではないかという御意見が出ております。

もう一方は、基礎年金の税方式化ということでございますが、この意見については、将来の方向ということで次の改正では国庫負担を2分の1に引き上げる方向ということは一貫しているのではないかと受け止めております。

報酬比例年金への一本化ということにつきましては、労働力の流動化等の変化から、サラリーマングループと自営業者グループを截然と2つに分けるのはこれからの時代には無理があるのではないかという御意見から、報酬比例一本化を主張されたという意見がございます。ただ、その場合には最低保障年金を組み合わせるということです。導入の前提問題として、自営業者の所得把握や、無業、無所得の方々の問題をどうするか、検討すべき課題もかなりあるという御意見は出ております。

次に、給付と負担の在り方というテーマを掲げておりますけれども、まず、給付水準そのものについては、見直しを行うべき、あるいはほかの御意見としては一定水準確保、あるいは現行水準の維持という御意見が出ております。

3ページにまいります。保険料の引上げにつきましては、現在の保険料引き上げの凍結は早急に解除すべきだという御意見は全体でほぼ一致しているのではないかと思います。保険料の上限につきましては、20%程度が最終水準ではないか、あるいはそこまで上げるのは無理があるのではないかという御意見に分かれております。

それから給付と負担の見直しの方法につきましては、保険料固定方式の導入が適当とする意見が多いのではないかと見ております。ただ一方、4ページにまいります。受給額が裁定時まで分からないと

ということから、保険料固定方式は若い世代にとっては難しいのではないかと御意見もいただいております。

それから、保険料固定方式の場合に、給付面ではマクロ経済スライドという方法を私どもとして提案をいたしておりますが、そのやり方については、おおむね賃金や労働力人口といった国全体の負担能力（支える力）の伸びに見合ったスライドを実施するということが適当ではないかという御意見が多いと考えております。

具体的な方法としては、実績準拠法と将来見通し平均化法という2つの方式を「方向性と論点」の中で整理をいたしておりますが、やや実績準拠法の支持が多いというふうに見ておりますけれども、早目の調整もかなり強い御意見としていただいております。

それから年金改定率の下限及び既裁定年金の給付水準の調整につきましては、物価下限型、あるいは名目年金額下限型と2つの方式を提案しておりますけれども、名目年金額下限型の方がどちらかというといいいのではないかと御意見が多いように見受けられます。さらには、そういった下限を設けずに、更に踏み込んでいくべきではないかというような意見も出ております。

それから基礎年金の給付水準の調整につきましては、意見が分かれているというところがございます。自動調整を行った場合の給付水準の下限ということでございますけれども、ここは給付水準の下限を設けるべきというような御意見が多かったように見ております。通常の年金のスライド制の在り方については、既裁定者、現在、これは物価スライドでございますけれども、賃金下落率が物価下落率よりも大きいような状況では、現在のスライドとは違うやり方を考えるべきではないか、いずれか低い方に合わせてスライドするというようなやり方もあるのではないかと御意見が出ております。それとは反対に、現役世代とのバランス、給付水準のバランスを考えて調整、あるいは可処分所得スライドで適用すべきで、既裁定についても、もう一回可処分所得スライドを復活させるべきというような御意見が出ております。

次に、高所得者に対する給付の在り方と年金課税につきましては、大体年金課税で対処していくべきであるというような御意見、それから年金課税のうち、給付面の公的年金等控除については縮小すべきであるというような意見が比較的多かったと受け止めております。

積立金の役割につきましては、早期に積立金を取り崩すことで、当面は保険料を低くすることはできるけれども、高齢化のピークやその後における保険料水準を十分考える必要があるというような御意見が出ております。それに対しましては、ある程度支払いに支障のない程度まで抑制することが適当で、それまでは崩せるのではないかと御意見が出ておりますが、この辺はどういう時間的な目標でそれぞれの御意見が出ているか、ここはまだ不完全で、十分な議論ができていないのではないかと見受けられます。

経済前提については、楽観的なものではなく少し厳し目な前提を置くという御意見、あるいは余り厳しくて悲観的な前提ばかりではだめではないかという御意見があり、この辺は一致を見ておりません。

それから国庫負担の問題につきましては、3分の1から2分の1への引き上げの必要性というのが強く出されております。財源論につきましては、かなり意見が分かれているという状況であります。国庫負担の2分の1への引き上げの必要性については、5月の末に審議会で一回確認をいただいておりますので、余り異論はないところであろうかと思われま。

制度の理解を深めるための仕組みという論点でございますが、整理上、掲載場所はここでいいのかということについて御意見をいただきたいと思っておりますが、とりあえずの整理ということでございますので、

その辺は御理解をいただきまして、制度の理解を深めるための仕組みということで、年金に関する情報の提供については、今後とも確実にやっていくべきという御意見でございます。ポイント制につきましては、ここでは年金制度を理解しやすい仕組みとして導入を検討すべきということで整理しておりますが、もう少しよく考えた方がいいという意見が若干出ております。

支え手を増やす方策等につきましては、まずパート、短時間労働者等に対する厚生年金の適用につきましては、基本的な方向としては、働き方の多様化への対応などの点から、短時間労働者への適用拡大するべきだという御意見が基本方向ではないかと受け止めております。ただ、短時間労働者の適用拡大について、雇用の影響や、特定の業種への影響など、いろいろな点から見て慎重に検討を進めていくべきだという御意見が出ております。その場合の適用基準ということでございますけれども、おおむね時間制という意見と、収入を組み合わせるべきという意見がございまして、どちらが多いのかよくわかりませんが、適用基準については時間制を基本的に収入要件に組み合わせるかどうかがポイントだろうと思われまふ。適用後の給付設計の問題でございますが、短時間労働者の給付と負担のところ、私ども幾つかの案を提案してはいたしましたが、最終的には、標準報酬を現在のまま適用するというのは、やはり無理があると思われまふ。標準報酬の下限を下げて、つまり9万円よりも低いところで適用して、給付の方はどうするかというと、3号を付けるのはやはり無理があるなというのは全体のほぼ一致した御意見であろうかと思われまふ。その場合に、本人だけの給付にするとして、本人の給付を現行の体系を維持するか、あるいは本人の給付まで調整するか、そこで幾つか意見が分かれているところであろうと見ております。

在職老齢年金制度の見直しにつきましては、おおむねA案、(一律2割支給停止の廃止案)が適当ではないかという意見が比較的多かったとように見受けられます。

繰下げ受給につきましては、かなり意見が分かれたということでございます。

支給開始年齢につきましては、まだ支給開始年齢の引上げ途上にあるということでありまして、当面はやるべきではないというような御意見が多かったと見ております。

そのほか、次世代育成支援につきましては基本方向としてはいいけれども、具体策についてはいろいろな御意見をいただいております。次世代育成支援については、非常に多岐にわたっておりますので、逐一申し上げませんが、育児休暇期間中の措置、それから育児休暇の取得者以外の方々、それから1号被保険者の支援、3号への支援、こういったものについて種々意見が出されております。年金資金を活用した教育資金貸付制度につきましては、賛成論と反対論がかなりに分かれております。

派遣労働者・失業者の問題についての論点です。派遣労働者につきましては、待機期間における厚生年金任意適用については、求職中の失業者との区別がかなり難しいのではないかと御意見がかなりあったように受け止めております。それから、失業期間中につきましては、無理ではないかという御意見もちょうだいしておりますが、ただ、継続加入制度を創設して、何とか適用を考えたらどうかという御意見も出ているということでございます。

それから障害年金につきましては、これは2つのポイントがございまして、1つは障害者の雇用の促進という観点からということでございまして、障害年金をもらいながら働いている方が65歳になって老齢年金をもらうようになると、現行制度では老齢年金と障害年金の選択制になっているわけですが、それでは年金額が減ってしまうということから、障害基礎年金プラス、老齢厚生年金という組み合わせを考えるべきであるとの意見が出されております。年金を受けていない障害者につきましては、基本的には福祉措置での対応を考えるべきだと、あるいは福祉施策と年金制度の双方の組み合わせ

による所得保障制度を導入すべきとの御意見が多数あったと思います。

次に、女性と年金についてです。

まず、基本的な考え方として「女性のライフコースと世帯モデル」ということで、ここは一般論でございまして、そんなに大きな意見の隔たりがないと見ておりますが、女性のいろいろなライフコースの多様化などを踏まえて、中立的な制度の構築ということが基本路線ということでございます。それから、モデルや何かの見方につきましては、現在、基本にしております片働き世帯のモデルだけではなくて、多様なモデルも見ながら検討を進めるべきということがポイントでございます。

第3号被保険者制度につきましては「年金権分割案」、「負担調整案」、「給付調整案」、「第3号被保険者縮小案」の4案につきまして、それぞれ賛否両論あるということでございまして、ここは一致が見られない部分であります。

遺族年金のポイントは3つ程でございます。まず、高齢期の遺族配偶者に対する年金給付につきましては、私ども2つ提案いたしております。本人の老齢厚生年金の全額支給を優先するというような方法を考えたかどうかということにつきましては、それほど異論はなかったように受け止めております。ただ、御主人と御本人の老齢分を足し合わせ、その何分の1かを支給するというものについては、いろんな課題が出てくるわけでございますけれども、ここについては賛否両論いろいろあったということでございます。

それから若齢期の妻等に対する年金給付につきましては、子のいる若齢期の妻、子のいない若齢期の妻につきまして、現行制度の維持と、それから終身ではなくて、有期の給付を考えたかどうかというような意見に分かれております。なお、子を有しない中高齢期の妻については、遺族年金の必要性があるという意見で整理されておりますが、これについても有期給付としてはどうかというような御意見が出されております。それから、支給要件における男女差につきましては、現行制度の男女差はやむを得ないというような意見が出ております。この点につきましても、後から御紹介いたしますが、大沢委員の方から異論が出されております。850万円の年収の生計維持要件につきましては、高過ぎるので見直すべきではないかの御意見を出されております。

離婚時の年金分割につきましては、おおむねの方向としては離婚した妻自身の年金による生活保障は現状では不十分で、何とか老齢厚生年金の分割を考えたかどうかという意見が多かったのではないかと、このように受け止めております。では、具体的な仕組みとしてどうするかということでございまして、幾つかポイントがございまして、受給権が発生していない時点での離婚については認めるかどうか。合意による分割なのか、あるいは請求権による分割までは認めていくのかという点については、これまでの御議論では合意に基づく分割の導入ぐらいまでかなというような方向ではないかと受け止めております。

国民年金の徴収の問題につきましては、基本的にはきちんと対処せよということで、御意見が一致しているという部分であります。「被用者年金の一元化」につきましては、被用者年金の統合を早期に実施すべきとの意見が出されております。これについては特段反論も出されていないという状況でございます。

福祉施設などにつきましては、見直しを行うべき、あるいは福祉施設以外の年金住宅融資、大規模年金保養基地については早期に廃止ということでもあります。それから、新たな福祉還元施策については、もう少し慎重であるべきだというような御意見が出されております。

企業年金につきましては、左側に挙げております5つの論点が検討項目として挙がっておりますが、基

本的な方向としては、自助共助に対する政策上のインセンティブとして税制上の支援措置など、今後ともやっていくべきだという御意見が多かったということでもあります。

厚生年金基金につきましては、免除保険料率の凍結の解除、それから予定利率の引下げ分、死亡率の改善分などを免除保険料率に反映させるべきだという御意見が多かったとうに受け止めております。それから、予定利率の変更や死亡率の改善等、基金の責任とは言えない過去期間に係る負担の増分については、一定の調整をするべきというご意見、あるいは、代行割れ基金については、基本的には自己責任が基本ではありますが、解散時の分割や納付額の特例を行うべきとの御意見に対して反論は出ていないということでございますけれども、そういう御意見が多かったと受け止めております。「確定給付企業年金制度」につきましては、ポータビリティを向上させるという方向だろうということですが、支払い保証につきましては、御意見は分かれているという状況でございます。その他「確定拠出年金制度」「企業年金等に係るその他の論点」、幾つか御意見が出されております。

最後に「年金改革と他の社会保障制度改革」につきましては、総合的にはいろいろな観点から行うようにということですが、国民負担率につきましては、上昇を極力抑制するという観点を念頭に置くことは必要という御意見が出されております。

後で御紹介いたしますが、それに対するもう一つの反論ということではないと思っておりますけれども、ポイントとして国民負担率の上昇を抑制しても、老後の所得保障が貧弱になれば、結局は私的負担に回るということもあって、私的負担の方は、むしろ現役の負担が重くなりかねないことに十分注意するべきだというような御意見が出ております。以上でございます。

○宮島部会長

今、総務課長の方から御説明がありましたけれども、これまでの御意見を踏まえて、事務局としてのある程度の濃淡を付けた形でまとめたものであります。あるいは、これまで出た意見は、必ずしもこの中にまだ盛り込まれていないものもございますし、こういった整理の仕方そのものが必要なのかというのが、これから恐らく一番大きな議論になると思います。

皆様に御議論いただく前に、本日御欠席の委員の方の意見書が、一斉に出ておりますので、その御紹介をまずいただいてからということにしたいと思っておりますので、これも事務局の方からお願いいたします。資料としては、資料の4です。

○高橋 総務課長

それでは、資料の4につきまして御説明申し上げます。大沢委員、翁委員、若杉委員から資料をいただいております。それから渡辺委員は、先ほど連絡がございまして、御欠席というふうに御連絡いただいております。

大沢委員の意見書では、公的年金制度の基本的な考え方、体系につきましては、御意見としては報酬比例年金への一本化を御支持されるということでもあります。理由としては雇用の流動化、多様化、複線化、こういったものは進んでおり、健康保険を見ても、厚生年金を見ても、被用者制度というのは、全体には今の雇用の変化の中で、方向として縮小しているということで、雇用のこういった流動化なりを考えていくと、一本化の方向というものは避けられないのではないかとというのが御意見であります。

3号問題、年金権分割案ですが、これは審議整理に加えてくれということだろうと思います。年金権分割案について、「賦課方式の下では、保険料拠出＝年金権は等級付き入場券のようなもので、財産権ではないことの周知を図るべき」というご意見です。これは、年金権を一種の財産権と考えて、提案されている仕組みや御意見に対する反論だと思います。財産権ではないということで、御本人は等級付

き入場券とおっしゃっていますけれども、財産権ではないという御主張であります。

遺族年金でありますけれども、これは先ほど少し申し上げましたが、若齢期の妻等に対する年金給付につきまして、子のいる若齢期の妻及び子のいない中高齢期の妻、これにつきまして、今のように終身の給付ではなくて、有期給付とするべきだというご意見です。理由としては、支給要件における男女差、男性の場合には55歳からの支給で、女性については年齢要件がございませんが、そういった要件の差があるので、差があるものについては、終身給付ではなくて、有期の給付にとどめておくべきだということです。

最後に、先ほど少し申し上げましたが、国民負担率のところでは極力抑制という意見に対して、国民負担率の上昇を抑制しても、老後の所得保障が貧弱になれば、医療・介護の私的負担や私的な仕送りのような現役世代の負担が重くなりかねないということであるということでもあります。これがまず、大沢委員の意見でございます。

翁委員の意見でございますが、基本的には体系論が、翁委員の意見の中では大きい部分を占めております。

1. の最初の5行目の最後に書いてございますが、基本的には、次の改正の議論としては、あるべき年金制度体系の将来像を見据えた改革を実現するという内容の意見書にする必要があるということで、御指摘をされております。これは前回、そういった御意見を実際にこの場でも発言されたかと記憶をいたしております。

また、現在の空洞化の問題につきましては、基礎年金の制度的な問題から発生しているのではないかということから、これらの問題を解決するには、基礎年金の位置付けをより明確にして、財源を見直すと同時に、一本化された報酬比例年金を検討していくことが必要だという御意見であります。そういった中で、第3号問題なり、国庫負担の2分の1への引上げの問題も、こういった体系に持っていかという観点から考えるべきだという御意見であります。翁委員の御主張としては、制度体系は報酬比例年金の支持をされているということでもあります。

最後のところは、体系の整理の話でありまして、この審議会の中での意見としては、スウェーデン方式、もう一つは基礎年金を全額税方式とする体系ですが、今、議論がまとまっていないという御指摘をされています。これは、先ほど意見の整理で申し上げたとおりであります。

給付と負担の方法につきましては、次のページでございますが、保険料固定方式については、世代間の公平が一層改善するという条件を満たす場合に限り賛成だという御意見を提出されております。この世代間の公平が一層改善するという条件を満たすかどうか、それについては数字の提示を求められているということでございまして、世代間の不公平がこういった方策によってどう改善するのかについて、数字を使って丁寧に説明してほしいとおっしゃっています。

また、経済成長が必ずしも想定どおりいかなかったり、少子高齢化が更に進行した場合には、代替率が更に低下する可能性もあるということで、保険料固定方式の難点というのは、そういった場合に給付調整のリスクが見えないところにあるという御指摘をしております。ここは、下限の議論を翁委員がどのように受け止められているのかわからないのですが、そういう御意見が出されたということでもあります。

若杉委員からは、総論については、まず国民の年金制度への理解・コミットメントというものをきちんと求めていく必要があるということで、制度の意義を国民向けに明らかにしていくべきだということですが、まず第1のポイントであります。第2のポイントは下から4行目に書いてございますが、「2. 年金

制度を含め社会保障の前提は豊かな経済であること」ということをございます。次のページにもずっと書いていらっしやいますが、年金制度は豊かな経済が前提であるとおっしゃっています。高い生産性によって、今、言われているいろいろな年金制度の問題というのは、ほとんどは日本経済の正常化によって解決可能だという点をきちんと周知するべきだというふうに御意見をいただいております。

各論についての幾つかの意見ということで、1つは個人単位化の年金を目指すべきだという御意見を提出されております。そういった方向からパートの適用なり、夫婦間の年金分割、あるいは離婚時分割、こういったものについては、今回の改正で是非実現するべきであるというお話をなされております。

ポイント制の導入につきましては、若干の修正が必要ではないか、あるいは制度が今かなり複雑になっているので、こういった単純なポイント制で本当にやっていけるのだろうかということで、情報量の少ないポイント制を導入することについて反対であるという御意見を主張されております。

最後に企業年金に関しまして、現在、確定給付企業年金と、確定拠出年金と別々の2つの法律の体系によって律せられていることについて、従業員一人ひとり、サラリーマン一人ひとりにとって甚だ不自由なので、統一的な企業年金を考えてはどうかという御意見を提出されております。以上でございます。

○宮島部会長

ありがとうございます。今、今日御欠席の3人の御意見の紹介がございましたが、体系論から個別の問題まで全体にわたっておりますので、これから皆さんの御意見をいただくときに、個別の論点ではなくて、恐らく総括的に今回の審議メモ全体についての御意見が出てくるのだろうと思いますので、特に順を追ってこのテーマごとにとということするのは少し難しいと思っております。今日は、できれば御出席の全員の委員の方に、少なくとも審議メモについてのまとめ方、あるいは表現の仕方、あるいは付け加えるべき点等を含めまして、全体にわたって御意見をいただきたいと思っております。途中に一度短時間の休憩を入れるつもりでございますけれども、順番にというふうにはいきませんが、とにかく今日は全員の方に御発言をいただきたいということだけお願いいたしまして、まず、どなたでも結構でございますので、審議整理メモにつきまして御意見があれば順に伺っていきたいと思っております。勿論、一回総括的に発言したらそれでおしまいというわけではございませんので、また再度機会を設けたいと思っておりますので、どうぞ何かございましたら、では小島委員からどうぞ。

○小島委員

整理メモの方の論点で挙がっている基本的な視点で5つほど出されておりますけれども、これは去年の9月段階の総論についての論点整理でも私、発言したのですけれども、やはり日本の公的年金としての基本的な役割であります。皆年金制度を維持するということを基本的な視点に入れるべきだと思っております。そういう観点から言うと、国民年金の未加入、未納者問題というのは、極めて重要な問題だと思っております。この問題をどう解決するかということも論点の基本的な視点に入れるべきだと思っております。それが1点であります。

制度の体系論でございますけれども、基礎年金の社会保険方式、あるいは税方式で論点が分かれているところであります。税方式についての問題点として、1ページには、税方式にした場合には、所得調査が不可欠で水準も低く抑えなければならないという批判が出ております。これは税方式にしたからといって、必ずしもそれが前提であるということではないと思っておりますので、これに対する私の反論としては、税方式にしたからといって、必ずしも所得調査が不可欠、あるいは水準を抑えなければならないわけではなく、そういう制度も考えられるということです。これは税方式が必要だということに付け加えていただければと思います。